

令和元年台風第19号によってお住まいに 被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

災害救助法に基づき、今回の台風により住宅に甚大な被害を受けられた皆さま（※1）は応急修理制度を利用できます。

（※1）災害救助法の適用を受けた市町（伊豆の国市、函南町）に居住する方

1 対象者 下記（1）～（3）のすべてに該当する方

- （1）当該災害により半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度（損害割合10%以上20%未満（以下「一部損壊」という））の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住家被害を受けた者
- （2）応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- （3）応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度含む）を利用しないこと

2 応急修理の対象となる住宅

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

※詳細については、窓口にてご確認ください。

3 補助限度額

1世帯あたりの補助限度額は、次に掲げる額以上とする。

①	②に掲げる世帯以外の世帯	595,000円
②	一部損壊（準半壊）	300,000円

4 事業のながれ

市町の窓口へお申込みください。

（お申込み後、市町が施工業者に対し応急修理を依頼し、補助限度額の範囲で、市町が施工業者に所定の費用をお支払いする制度です。）

（修理費用が、補助限度額を超える場合は自己負担となります。）

5 受付窓口

市町名	担当課 （申込書受付窓口）	電話番号
伊豆の国市	都市計画課	055-948-2909
函南町	都市計画課	055-979-8117